供給条件における重要事項説明（2026 年 12 月ご請求分より）

本書面の内容は、ガス供給サービス規約の一部として契約の内容となります。必ずお読みください。

1．契約のお申込み

・お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめガス供給条件、料金表および需給契約の締結に必要な事項を株式会社 PinT（以下、PinT）が一般ガス導管事業者から提供を受けることを承諾のうえ、お電話、インターネット等を通じてお申込みをいただきます。

2．供給開始の予定年月日

・「供給開始予定日」に記載のとおりです。なお、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めてガスを供給します。

3．契約の成立

・需給契約は、お客さまからのお申込みを、PinT または PinT の販売代理店が承諾したときに成立します。

4．料金表

PinT ガス

エリア		A	B	C	D	E	F	G	H
東京	基本料金（円/1 需要場所・月）	881.73	1,169.82	1,340.54	1,980.74	6,248.74	12,223.94	—	—
	従量料金（円/㎥）	165.68	151.28	149.14	145.94	137.41	129.94	—	—
中部	基本料金（円/1 需要場所・月）	759.00	1,588.88	1,833.33	2,077.77	2,648.14	7,109.25	—	—
	従量料金（円/㎥）	210.52	169.03	164.14	161.70	159.41	150.49	—	—
関西	基本料金（円/1 需要場所・月）	759.00	1,364.81	1,635.74	2,074.72	3,506.75	3,834.72	6,981.94	7,307.87
	従量料金（円/㎥）	174.81	144.52	139.10	134.71	127.55	126.62	120.32	120.00
九州	基本料金（円/1 需要場所・月）	913.00	1,133.00	1,562.00	2,167.00	—	—	—	—
	従量料金（円/㎥）	246.76	232.10	217.80	211.75	—	—	—	—

エリア	A	B	C	D	E	F	G	H
東京	0～20 ㎥	21～80 ㎥	81～200 ㎥	201～500 ㎥	501～800 ㎥	801 ㎥～	—	—
中部	0～20 ㎥	21～50 ㎥	51～100 ㎥	101～250 ㎥	251～500 ㎥	501 ㎥～	—	—
関西	0～20 ㎥	21～50 ㎥	51～100 ㎥	101～200 ㎥	201～350 ㎥	351～500 ㎥	501～1,000 ㎥	1,001 ㎥～
九州	0～15 ㎥	16～30 ㎥	31～100 ㎥	101 ㎥～	—	—	—	—

5．料金等の計算方法

・料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、原料費調整額を差し引き、または、加えたものといたします。

・原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整額は、[ガス供給サービス規約]5 料金(5)に定めるとおりとし、毎月 PinT ホームページでお知らせします。

・電気のご利用におけるサービス料金額、ガスのご利用におけるサービス料金額、ひかりのご利用におけるサービス料金額の合計金額に応じて付与するポイントは以下に定めるものといたします。
ただし、初回請求および解約月の利用料金に係る最終請求時にはポイント付与を行いません。

（1）ポイント付与の対象となる電気のご利用におけるサービス料金は、基本料金、電力量料金の合計金額です。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。

（2）ポイント付与の対象となるガスのご利用におけるサービス料金は、基本料金、従量料金の合計金額です。原料費調整額は含みません。また、次のいずれかに該当する場合には、割引額の算定上、その月の料金およびガスの需給契約はサービス料金合計額およびご契約しているサービスの数に数えません。
- 東京エリアについては、4（料金表）の E または F に該当する場合
- 中部エリアについては、4（料金表）の F に該当する場合
- 関西エリアについては、4（料金表）の G または H に該当する場合
- 九州エリアについては、4（料金表）の D に該当し、かつ、使用量が 500 ㎥をこえる場合

（3）ポイント付与の対象となるひかりのご利用におけるサービス料金は、基本料金です。
ただし、ご契約しているサービスの数が 4 を上回るお客さまの場合で、その数に 5,000 を乗じて算定された値がサービス料金合計額を上回るときのポイント付与数は 100 円につき 1 ポイントといたします。

サービス料金合計額	5,000 円までの 100 円につき	5,000 円をこえ 20,000 円までの 100 円につき	20,000 円をこえ 50,000 円までの 100 円につき	50,000 円をこえる 100 円につき
ポイント率	1 ポイント	3 ポイント	5 ポイント	7 ポイント

・ポイント付与の対象となるその他サービスのご利用におけるポイント付与数は、各サービスの利用規約に則り付与するものといたします。

・料金は、算定期間を「1 月」として算定します。ただし、ガスの供給を開始または終了した場合は、日割計算により料金等を算定します。なお、算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。

6．料金の支払い等

・各月の料金その他の案内事項は、原則として PinT の Web サービスにより通知します。ただし、お客さまが希望される場合は、PinT アカウントごとに 190 円（税込）/月のご負担を条件に、紙面により通知することがあります。

・料金は、PinT が料金を請求した日以降、請求の際に PinT が指定する支払期日までにお支払いいただきます。支払いを遅延する場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて年率 10%の延滞利息を申し受けることがあります。

・料金その他は、口座振替、クレジットカード、払込票払い、SMS スマート決済（電子マネー等）、その他当社が指定した金融機関等を通じた払い込みのいずれかの方法でお支払いいただきます。なお、口座振替またはクレジットカードの場合、手続きが完了するまでは払込票払いとなることがあります。
・払込票払いの場合は、各月のご請求につき、300 円（税込）の発行手数料をご負担いただきます。また、お支払いの遅延や紛失等による再発行は、別途 385 円（税込）/回の再発行手数料をご負担いただきます。

7．工事費負担金等相当額の申受け等
・PinT が一般ガス導管事業者から、託送供給約款その他の供給条件等（以下「託送約款等」 といいます。）にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則としてガス工事の着手前に申し受けます。

8．供給ガスの熱量、圧力、燃焼性
・PinT が供給するガスの種別は 13A です。13A とされているガス機器が適合します。
（1）熱量　　標準熱量：45 メガジュール　最低熱量：44 メガジュール
（2）圧力　　最高圧力：2.5 キロパスカル　最低圧力：1.0 キロパスカル
（3）燃焼性　最高燃焼速度：47　最低燃焼速度：35　最高ウォッベ指数：57.8　最低ウォッベ指数：52.7
　　供給ガスの属するガスグループ：13A

9．使用量の計量
・使用量は、一般ガス導管事業者が設置するガスメーターによって計量いたします。ただし、ガスメーターの故障等によって使用量を正しく計量できなかった場合には、使用量は、PinT が適当と判断する方法により定めます。

10．PinT からの申し出による契約の解約
・一般ガス導管事業者との託送供給契約が調わない場合、お客さまが利用契約にもとづく料金等の支払いを遅延する場合、支払停止状態に陥った場合、破産手続き開始もしくはこれに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合、公租公課の滞納処分を受けた場合、ガスをご使用される土地もしくは建物が賃貸物件等の場合で、その賃貸人からお客さまが退去された旨の連絡を PinT が受けたとき、または PinT が定める[PinT ポイントサービス利用規約]または[ガス供給サービス規約]に反した場合には、利用契約の解約もしくは一部のサービス提供を廃止し、または利用契約もしくは新たなサービス提供開始の申込みをお断りすることがあります。

11．供給または使用の制限等
・災害その他非常の場合、託送約款等または本サービス規約にもとづき、PinT または一般ガス導管事業者は、ガスの供給を制限または中止（以下「制限等」といいます。）し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。この場合は、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。また、その制限等に関する照会は、PinT に申し出ていただきます。
・制限等または再開に要する費用は、当社の求めに応じて、お支払いいただきます。

12．需要場所への立ち入りによる業務の実施
・次の業務を実施するために、当社、一般ガス導管事業者またはそれらの受託者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことを承諾していただきます。
  - 開栓および閉栓のための業務
  - 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
  - 不正なガスの使用を防止するために必要な確認または検査のための業務
  - その他[ガス供給サービス規約]によって必要な業務
  - 一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
・前項にいう当社の受託者について、関西エリアの場合、ガス機器の調査（特定地下街を除く）および消費段階における事故等の場合は関西電力株式会社とし、開栓および閉栓のための作業ならびに特定地下街のガス機器の調査等は大阪ガス株式会社といたします。

13．供給施設の保安責任
・お客さまは次の事項を承諾するものといたします。
（1）内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さまが所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
（2）一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、（1）の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
（3）一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。なお、一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
（4）お客さまが一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。

14．周知および調査義務
（1）PinT は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信またはマイページなどの電気通信回線等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
（2）PinT は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、PinT は、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客さまは、調査の結果を PinT が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
（3）PinT は、（2）のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

15．保安に対するお客さまの協力
・お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

（1）お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
（2）お客さまは、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、PinT または一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、（1）の場合に準じて一般ガス導管事業者に通知していただきます。
（3）お客さまは、13（供給施設の保安責任）（3）または 14（周知および調査義務）（2）のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
（4）一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
（5）お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量、圧力および燃焼性に影響を及ぼす施設を設置する場合は、PinT を通じて、一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
（6）お客さまは、一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
（7）一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

１６．お客さまの責任

・お客さまは次の事項を承諾するものといたします。
（1）お客さまは、14（周知および調査義務）（1）により PinT がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
（2）お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合、これらのガス機器の使用を開始する場合、圧縮ガスの併用等によりガスが逆流するおそれがある場合、または、昇圧供給装置を使用する場合には、あらかじめ PinT の承諾をえていただきます。
（3）お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第 62 条が定める次の事項を遵守するものといたします。
- お客さまは一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
- 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは保安業務に協力しなければならないこと
- 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者または占有者に協力するよう勧告することができること

１７．供給施設等の検査

・お客さまは次の事項を承諾するものといたします。
（1）お客さまは、PinT を通じて、一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
（2）お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまに負担していただきます。

１８．消費段階におけるガス事故の報告

・お客さまは、消費段階における事故が発生し、一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報をPinTへ提供することについて、承諾するものといたします。

１９．信用情報等の共有

・お客さまが料金等の支払いを遅延する場合は、名義および料金の支払状況等を他の会社等に提供することがあります。また、お客さまとの[PinTポイントサービス利用規約]に係る内容をPinTの関係会社に提供することがあります。

２０．その他

・地震などの自然災害、戦争、暴動または政府の行動などの社会的事象、コンピュータウイルスその他当社に帰責事由のない事象を原因とする損害については、当社は、責任を負いません。
・上記に記載のない事項は、[PinT ポイントサービス利用規約] 、[ガス供給サービス規約] （https://pintinc.jp/clause）または託送約款等によります。
・あらかじめ通知のうえ、[PinT ポイントサービス利用規約]または[ガス供給サービス規約]の変更等により、お客さまとの契約内容を変更することがあります。その場合、PinT の Web サービス等を通じてあらかじめご案内します。なお、変更しない事項については、通知を省略する場合があります。
・個人情報の取扱いは、「PinT ポイントサービス利用規約」（https://pintinc.jp/static/user/images/point_terms.pdf）によります。定めがないものにつきましては、「個人情報保護基本方針」（https://pintinc.jp/privacy_policy）によります。
・現在ご契約中のガス小売事業者との契約の解除に係る条件等については、当該ガス小売事業者へご確認ください。

各種お手続き・お問い合わせ	
電話によるお手続き・お問い合わせ	ホームページ
電話番号：050-2018-8555 （受付時間：10 時～17 時　※土日・祝日、年末年始を除く）	https://pintinc.jp/

ガス小売事業者の名称等

ガス小売事業者（ガス小売事業者登録番号：A0067）
〒101-0041　東京都千代田区神田須田町一丁目１６番５号　　株式会社 PinT　　代表取締役　木幡 禎之

■契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

１．お客さまが PinT または PinT の代理店の勧誘を受け契約された場合、本書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録により契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

２．１．にかかわらず、お客さまは、PinT または代理店が契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実を告知したことにより誤認をし、または、PinT または代理店がお客さまを威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、PinT または代理店がクーリング・オフ妨害の解消のため交付した書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録により当該契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

３．契約のお申込みの撤回または契約の解除は、当該撤回または解除に係る書面または電磁的記録を発した時にその効力を生じます。

４．契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、以下のとおりといたします。

・PinT または代理店は、当該撤回または解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
・既に契約にもとづきガスが提供されたとしても、当該ガスに係る対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
・契約に関連して金銭を受領しているときは、PinT は、速やかにその全額を返還いたします。
・契約に係るガスの提供に伴いお客さまの土地、建物その他の工作物の現状が変更されたときは、PinT に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

・書面送付先　〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 12-30 日本生命仙台勾当台西ビル 6F
株式会社 PinT　カスタマーサポート　クーリング・オフ担当
・電磁的記録による契約解除については、下記 URL よりお問い合わせフォームに必要事項のご入力をお願いいたします。
お問い合わせフォーム URL：https://pintinc.jp/contact
【注意事項】プランの切替日以降に契約解除（クーリング・オフ）されますと、ガスが使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ他のガス小売事業者とガスの契約を締結してください。

供給条件における重要事項説明（2026 年 11 月ご請求分まで）

本書面の内容は、ガス供給サービス規約の一部として契約の内容となります。必ずお読みください。

1．契約のお申込み

・お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめガス供給条件、料金表および需給契約の締結に必要な事項を株式会社 PinT（以下、PinT）が一般ガス導管事業者から提供を受けることを承諾のうえ、お電話、インターネット等を通じてお申込みをいただきます。

2．供給開始の予定年月日

・「供給開始予定日」に記載のとおりです。なお、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めてガスを供給します。

3．契約の成立

・需給契約は、お客さまからのお申込みを、PinT または PinT の販売代理店が承諾したときに成立します。

4．料金表

PinT ガス

エリア		A	B	C	D	E	F	G	H
東京	基本料金（円/1 需要場所・月）	736.23	1,024.32	1,195.04	1,835.24	6,103.24	12,078.44	—	—
	従量料金（円/㎥）	140.94	126.54	124.40	121.20	112.67	105.20	—	—
中部	基本料金（円/1 需要場所・月）	759.00	1,588.88	1,833.33	2,077.77	2,648.14	7,109.25	—	—
	従量料金（円/㎥）	210.52	169.03	164.14	161.70	159.41	150.49	—	—
関西	基本料金（円/1 需要場所・月）	759.00	1,364.81	1,635.74	2,074.72	3,506.75	3,834.72	6,981.94	7,307.87
	従量料金（円/㎥）	174.81	144.52	139.10	134.71	127.55	126.62	120.32	120.00
九州	基本料金（円/1 需要場所・月）	913.00	1,133.00	1,562.00	2,167.00	—	—	—	—
	従量料金（円/㎥）	246.76	232.10	217.80	211.75	—	—	—	—

エリア	A	B	C	D	E	F	G	H
東京	0～20 ㎥	21～80 ㎥	81～200 ㎥	201～500 ㎥	501～800 ㎥	801 ㎥～	—	—
中部	0～20 ㎥	21～50 ㎥	51～100 ㎥	101～250 ㎥	251～500 ㎥	501 ㎥～	—	—
関西	0～20 ㎥	21～50 ㎥	51～100 ㎥	101～200 ㎥	201～350 ㎥	351～500 ㎥	501～1,000 ㎥	1,001 ㎥～
九州	0～15 ㎥	16～30 ㎥	31～100 ㎥	101 ㎥～	—	—	—	—

5．料金等の計算方法

・料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、原料費調整額を差し引き、または、加えたものといたします。

・原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整額は、[ガス供給サービス規約]5 料金(5)に定めるとおりとし、毎月 PinT ホームページでお知らせします。

・電気のご利用におけるサービス料金額、ガスのご利用におけるサービス料金額、ひかりのご利用におけるサービス料金額の合計金額に応じて付与するポイントは以下に定めるものといたします。
ただし、初回請求および解約月の利用料金に係る最終請求時にはポイント付与を行いません。

（1）ポイント付与の対象となる電気のご利用におけるサービス料金は、基本料金、電力量料金の合計金額です。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。

（2）ポイント付与の対象となるガスのご利用におけるサービス料金は、基本料金、従量料金の合計金額です。原料費調整額は含みません。また、次のいずれかに該当する場合には、割引額の算定上、その月の料金およびガスの需給契約はサービス料金合計額およびご契約しているサービスの数に数えません。
- 東京エリアについては、4（料金表）の E または F に該当する場合
- 中部エリアについては、4（料金表）の F に該当する場合
- 関西エリアについては、4（料金表）の G または H に該当する場合
- 九州エリアについては、4（料金表）の D に該当し、かつ、使用量が 500 ㎥をこえる場合

（3）ポイント付与の対象となるひかりのご利用におけるサービス料金は、基本料金です。
ただし、ご契約しているサービスの数が 4 を上回るお客さまの場合で、その数に 5,000 を乗じて算定された値がサービス料金合計額を上回るときのポイント付与数は 100 円につき 1 ポイントといたします。

サービス料金合計額	5,000 円までの 100 円につき	5,000 円をこえ 20,000 円までの 100 円につき	20,000 円をこえ 50,000 円までの 100 円につき	50,000 円をこえる 100 円につき
ポイント率	1 ポイント	3 ポイント	5 ポイント	7 ポイント

・ポイント付与の対象となるその他サービスのご利用におけるポイント付与数は、各サービスの利用規約に則り付与するものといたします。

・料金は、算定期間を「1 月」として算定します。ただし、ガスの供給を開始または終了した場合は、日割計算により料金等を算定します。なお、算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。

6．料金の支払い等

・各月の料金その他の案内事項は、原則として PinT の Web サービスにより通知します。ただし、お客さまが希望される場合は、PinT アカウントごとに 190 円（税込）/月のご負担を条件に、紙面により通知することがあります。

・料金は、PinT が料金を請求した日以降、請求の際に PinT が指定する支払期日までにお支払いいただきます。支払いを遅延する場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて年率 10%の延滞利息を申し受けることがあります。

・料金その他は、口座振替、クレジットカード、払込票払い、SMS スマート決済（電子マネー等）、その他当社が指定した金融機関等を通じた払い込みのいずれかの方法でお支払いいただきます。なお、口座振替またはクレジットカードの場合、手続きが完了するまでは払込票払いとなることがあります。
・払込票払いの場合は、各月のご請求につき、300 円（税込）の発行手数料をご負担いただきます。また、お支払いの遅延や紛失等による再発行は、別途 385 円（税込）/回の再発行手数料をご負担いただきます。

7．工事費負担金等相当額の申受け等
・PinT が一般ガス導管事業者から、託送供給約款その他の供給条件等（以下「託送約款等」 といいます。）にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則としてガス工事の着手前に申し受けます。

8．供給ガスの熱量、圧力、燃焼性
・PinT が供給するガスの種別は 13A です。13A とされているガス機器が適合します。
（1）熱量　　標準熱量：45 メガジュール　最低熱量：44 メガジュール
（2）圧力　　最高圧力：2.5 キロパスカル　最低圧力：1.0 キロパスカル
（3）燃焼性　最高燃焼速度：47　最低燃焼速度：35　最高ウォッベ指数：57.8　最低ウォッベ指数：52.7
　　供給ガスの属するガスグループ：13A

9．使用量の計量
・使用量は、一般ガス導管事業者が設置するガスメーターによって計量いたします。ただし、ガスメーターの故障等によって使用量を正しく計量できなかった場合には、使用量は、PinT が適当と判断する方法により定めます。

10．PinT からの申し出による契約の解約
・一般ガス導管事業者との託送供給契約が調わない場合、お客さまが利用契約にもとづく料金等の支払いを遅延する場合、支払停止状態に陥った場合、破産手続き開始もしくはこれに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合、公租公課の滞納処分を受けた場合、ガスをご使用される土地もしくは建物が賃貸物件等の場合で、その賃貸人からお客さまが退去された旨の連絡を PinT が受けたとき、または PinT が定める[PinT ポイントサービス利用規約]または[ガス供給サービス規約]に反した場合には、利用契約の解約もしくは一部のサービス提供を廃止し、または利用契約もしくは新たなサービス提供開始の申込みをお断りすることがあります。

11．供給または使用の制限等
・災害その他非常の場合、託送約款等または本サービス規約にもとづき、PinT または一般ガス導管事業者は、ガスの供給を制限または中止（以下「制限等」といいます。）し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。この場合は、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。また、その制限等に関する照会は、PinT に申し出ていただきます。
・制限等または再開に要する費用は、当社の求めに応じて、お支払いいただきます。

12．需要場所への立ち入りによる業務の実施
・次の業務を実施するために、当社、一般ガス導管事業者またはそれらの受託者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことを承諾していただきます。
  - 開栓および閉栓のための業務
  - 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
  - 不正なガスの使用を防止するために必要な確認または検査のための業務
  - その他[ガス供給サービス規約]によって必要な業務
  - 一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
・前項にいう当社の受託者について、関西エリアの場合、ガス機器の調査（特定地下街を除く）および消費段階における事故等の場合は関西電力株式会社とし、開栓および閉栓のための作業ならびに特定地下街のガス機器の調査等は大阪ガス株式会社といたします。

13．供給施設の保安責任
・お客さまは次の事項を承諾するものといたします。
（1）内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さまが所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
（2）一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、（1）の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
（3）一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。なお、一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
（4）お客さまが一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。

14．周知および調査義務
（1）PinT は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信またはマイページなどの電気通信回線等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
（2）PinT は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、PinT は、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客さまは、調査の結果を PinT が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
（3）PinT は、（2）のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

15．保安に対するお客さまの協力
・お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

（1）お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
（2）お客さまは、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、PinT または一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、（1）の場合に準じて一般ガス導管事業者に通知していただきます。
（3）お客さまは、13（供給施設の保安責任）（3）または 14（周知および調査義務）（2）のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
（4）一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
（5）お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量、圧力および燃焼性に影響を及ぼす施設を設置する場合は、PinT を通じて、一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
（6）お客さまは、一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
（7）一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

１６．お客さまの責任

・お客さまは次の事項を承諾するものといたします。
（1）お客さまは、14（周知および調査義務）（1）により PinT がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
（2）お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合、これらのガス機器の使用を開始する場合、圧縮ガスの併用等によりガスが逆流するおそれがある場合、または、昇圧供給装置を使用する場合には、あらかじめ PinT の承諾をえていただきます。
（3）お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第 62 条が定める次の事項を遵守するものといたします。
- お客さまは一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
- 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは保安業務に協力しなければならないこと
- 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者または占有者に協力するよう勧告することができること

１７．供給施設等の検査

・お客さまは次の事項を承諾するものといたします。
（1）お客さまは、PinT を通じて、一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
（2）お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまに負担していただきます。

１８．消費段階におけるガス事故の報告

・お客さまは、消費段階における事故が発生し、一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報をPinTへ提供することについて、承諾するものといたします。

１９．信用情報等の共有

・お客さまが料金等の支払いを遅延する場合は、名義および料金の支払状況等を他の会社等に提供することがあります。また、お客さまとの[PinTポイントサービス利用規約]に係る内容をPinTの関係会社に提供することがあります。

２０．その他

・地震などの自然災害、戦争、暴動または政府の行動などの社会的事象、コンピュータウイルスその他当社に帰責事由のない事象を原因とする損害については、当社は、責任を負いません。
・上記に記載のない事項は、[PinT ポイントサービス利用規約] 、[ガス供給サービス規約] （https://pintinc.jp/clause）または託送約款等によります。
・あらかじめ通知のうえ、[PinT ポイントサービス利用規約]または[ガス供給サービス規約]の変更等により、お客さまとの契約内容を変更することがあります。その場合、PinT の Web サービス等を通じてあらかじめご案内します。なお、変更しない事項については、通知を省略する場合があります。
・個人情報の取扱いは、「PinT ポイントサービス利用規約」（https://pintinc.jp/static/user/images/point_terms.pdf）によります。定めがないものにつきましては、「個人情報保護基本方針」（https://pintinc.jp/privacy_policy）によります。
・現在ご契約中のガス小売事業者との契約の解除に係る条件等については、当該ガス小売事業者へご確認ください。

各種お手続き・お問い合わせ	
電話によるお手続き・お問い合わせ	ホームページ
電話番号：050-2018-8555 （受付時間：10 時～17 時　※土日・祝日、年末年始を除く）	https://pintinc.jp/

ガス小売事業者の名称等

ガス小売事業者（ガス小売事業者登録番号：A0067）
〒101-0041　東京都千代田区神田須田町一丁目１６番５号　　株式会社 PinT　　代表取締役　木幡 禎之

■契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

１．お客さまが PinT または PinT の代理店の勧誘を受け契約された場合、本書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録により契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

２．１．にかかわらず、お客さまは、PinT または代理店が契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実を告知したことにより誤認をし、または、PinT または代理店がお客さまを威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、PinT または代理店がクーリング・オフ妨害の解消のため交付した書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録により当該契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

３．契約のお申込みの撤回または契約の解除は、当該撤回または解除に係る書面または電磁的記録を発した時にその効力を生じます。

４．契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、以下のとおりといたします。

・PinT または代理店は、当該撤回または解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
・既に契約にもとづきガスが提供されたとしても、当該ガスに係る対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
・契約に関連して金銭を受領しているときは、PinT は、速やかにその全額を返還いたします。
・契約に係るガスの提供に伴いお客さまの土地、建物その他の工作物の現状が変更されたときは、PinT に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

・書面送付先　〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 12-30 日本生命仙台勾当台西ビル 6F
株式会社 PinT　カスタマーサポート　クーリング・オフ担当
・電磁的記録による契約解除については、下記 URL よりお問い合わせフォームに必要事項のご入力をお願いいたします。
お問い合わせフォーム URL：https://pintinc.jp/contact
【注意事項】プランの切替日以降に契約解除（クーリング・オフ）されますと、ガスが使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ他のガス小売事業者とガスの契約を締結してください。